

5.(1)⑧ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し

概要 【介護療養型医療施設】

- 介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を除く）について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、令和2年度診療報酬改定における医療療養病床に係る評価の見直しも踏まえ、基本報酬の見直しを行う。【告示改正】

単位数

基本報酬（療養型介護療養施設サービス費）（多床室、看護6:1・介護4:1の場合）
<現行>

	療養機能強化型A	療養機能強化型B	その他
要介護1	783	770	749
要介護2	891	878	853
要介護3	1,126	1,108	1,077
要介護4	1,225	1,206	1,173
要介護5	1,315	1,295	1,258

<改定後>

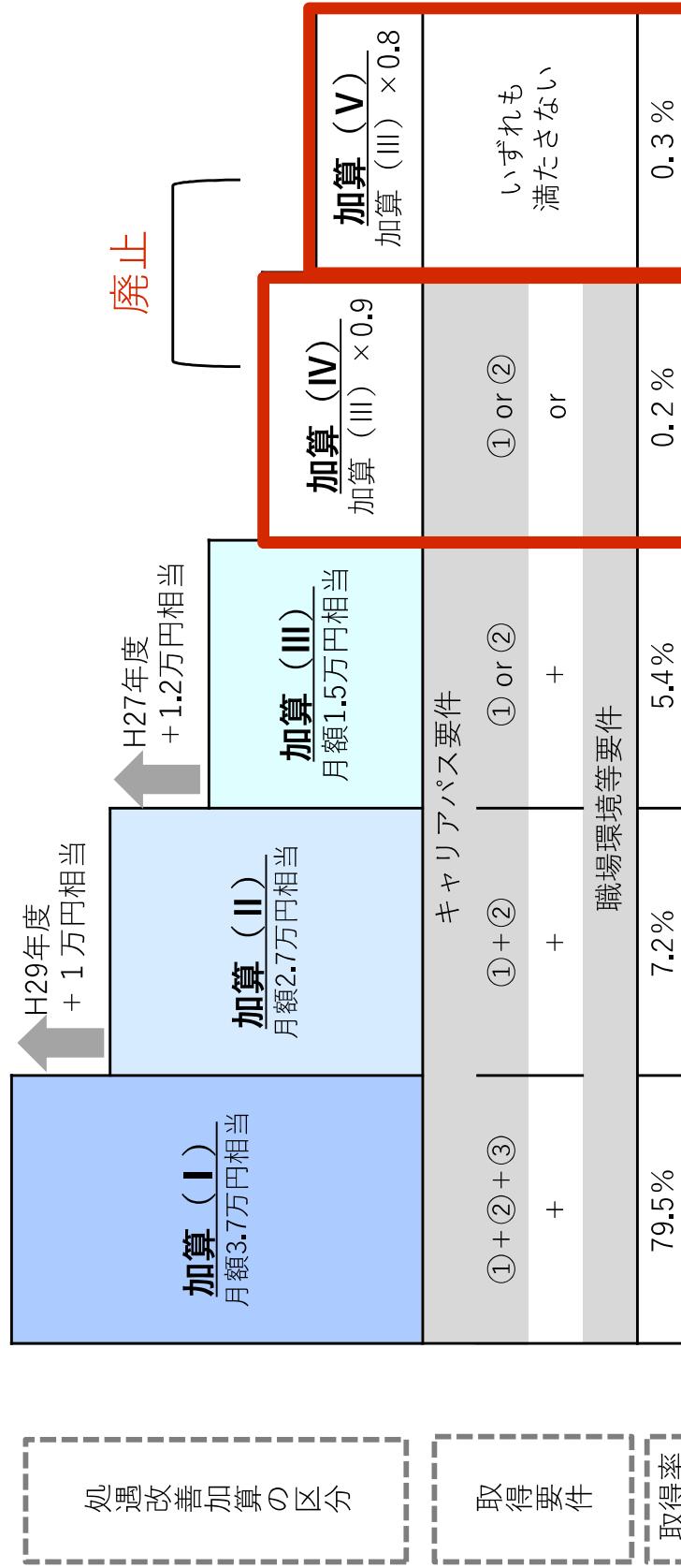
	療養機能強化型A	療養機能強化型B	その他
要介護1	717	705	686
要介護2	815	803	781
要介護3	1,026	1,010	982
要介護4	1,117	1,099	1,070
要介護5	1,198	1,180	1,146

5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

- 概要
- 介護職員の際、令和ることとする

【訪問介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護★、短期入所生活介護★、短期入所対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、認知症対応型介護★、介護多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、地域密着型通所介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリ介護、介護医療】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。**【告示改正】**



<キヤリアバス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

職場環境等の改善
職場環境等の改善

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】**一部R3.1.13諮問・答申済**

基 準

○ 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加

- <現行>
イ 事故発生防止のための指針の整備
ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を
通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- <改定後>
⇒ イ～ハ 変更なし
ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置
（6ヶ月の経過措置期間を設ける）

単位数

- <現行>
⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 **（新設）※6ヶ月の経過措置期間を設ける**
⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） **（新設）**

算定要件等

- <安全管理体制未実施減算>
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
<安全対策体制加算>
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。158

6.③ 基準費用額の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）

$$<\text{現行}> \quad <\text{改定後}> \quad \Rightarrow \quad 1,392\text{円}/\text{日} \quad 445\text{円}/\text{日} (+53\text{円})$$

《参考：現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

利用者負担段階	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

基準額 ⇒食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額	基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額))		
	第1段階	第2段階	第3段階	第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)